

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）（抄）	2
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	3

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であつて、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

- （総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公共交通・物流政策審議官、土地政策審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、海外プロジェクト審議官、公文書監理官、政策評価審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官及び技術審議官）
- 第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公共交通・物流政策審議官一人、土地政策審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、海外プロジェクト審議官一人、公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、審議官二十二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官五人を置く。
- 2 総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 3 技術総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 4 政策立案総括審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 5 公共交通・物流政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する交通機関の整備並びに貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 6 土地政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する適正かつ合理的な土地の利用及び管理並びに土地の取引の円滑化に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 7 危機管理・運輸安全政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する危機管理及び運輸の安全の確保に関する政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 8 海外プロジェクト審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るもの、経済上の連携その他の対外経済関係に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。
 - 9 公文書監理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に関する重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 10 政策評価審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 11 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
 - 12 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
 - 13 技術審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

る。

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十九人及び技術参事官一人を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3 大臣官房に置く技術参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、次の十六課を置く。

総務課

政策課

社会資本整備政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

交通政策課

地域交通課

モビリティサービス推進課

物流政策課

公共事業企画調整課

技術政策課

国際政策課

海外プロジェクト推進課

情報政策課

行政情報化推進課

(総務課の所掌事務)

第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること(政策課の所掌に属するものを除く。)

二 国土交通省の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること(政府関係金融機関の行う投融资に関するものに限る。)

- 三 総合的な交通体系の整備に関すること（交通政策課及びモビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 交通安全基本計画に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 五 国土交通省の所掌事務に関する交通の安全の確保に関する事務の総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。
- 六 社会資本整備審議会の庶務（産業分科会、住宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 七 交通政策審議会の庶務（交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 八 運輸審議会の庶務に関すること。
- 九 中央交通安全対策会議の庶務（海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。）に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、総合政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（安心生活政策課の所掌事務）

第四十条 安心生活政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に関する次に掲げる事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
 - イ 高齢者、障害者、子ども及び妊産婦が安心して生活するために必要なこれらの者の移動上及び公共施設その他の施設の利用上の利便性及び安全性の向上
 - ロ 一般消費者の利便の増進及び利益の保護
- 二 国土交通省の所掌事務に係る輸送及び保管に関連する運賃及び料金に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 三 国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。
- 四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

（交通政策課の所掌事務）

第四十三条 交通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（地域交通課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 運送産業（国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をいう。次号において同じ。）に係る企業の合理化及び高度化並びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
- 三 運送産業の発達、改善及び調整に関する事務の取りまとめに関すること（政策統括官及び安心生活政策課の所掌に属するものを除く。）。

四 運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関すること（モビリティサービス推進課の所掌に属するものを除く。）。

（航空局に置く課）

第百六十四条 航空局に、航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部に置くもののほか、総務課を置く。

2 航空ネットワーク部に、次の七課を置く。

航空ネットワーク企画課

国際航空課

航空事業課

空港計画課

空港技術課

空港業務課

首都圏空港課

3 安全部に、次の三課を置く。

安全企画課

運航安全課

航空機安全課

4 交通管制部に、次の四課を置く。

交通管制企画課

管制課

運用課

管制技術課

（航空ネットワーク企画課の所掌事務）

第百六十六条 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空ネットワーク部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 航空ネットワークの形成及び充実に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部並びに国際航空課及び航空事業課の所掌に属するものを除く。）。

四 空港等の運営の改善に関すること（安全部並びに空港業務課及び首都圏空港課の所掌に属するものを除く。）。

五 前各号に掲げるもののほか、航空ネットワーク部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(空港業務課の所掌事務)

第七十一条 空港業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。
- 二 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること(安全部及び他課の所掌に属するものを除く)。

(首都圏空港課の所掌事務)

第七十二条 首都圏空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏内の空港等の設置及び管理に関すること(安全部及び他課の所掌に属するものを除く)。
- 二 成田国際空港株式会社が行う石油パイプライン事業に関する許可及び認可に関すること。
- 三 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の施行に関すること。

(総務課の所掌事務)

第八十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 北海道局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- 三 国土審議会北海道開発分科会の庶務に関すること。
- 四 北海道開発局の事務の運営の指導及び改善に関すること(予算課の所掌に属するものを除く)。
- 五 前各号に掲げるもののほか、北海道局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(参事官の職務)

第八十九条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 北海道の開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。
- 二 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(北海道の区域内において行われるものに限る)に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

- 三 北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整並びに北海道総合開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する事務のうち、第八十五条第一号イからニまで、第八十六条第一号イからハまで、第八十七条第一号イからハまで並びに前条第一号イ及びロに掲げる事項以外の事項に係るものに関すること。

四 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行か

ら承継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資産（同条に規定する業務のうち北海道において事業を営む者に係るもの）によって取得したものに限り、）に該当するものの管理に關すること。

五 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

六 国立研究開発法人土木研究所の行う業務のうち、北海道開発局の所掌事務に關連する土木技術に係るものに関する事。